

## 28P1-pm327

医療における薬剤師の責務の推移 - 4 長期投与における薬剤師の役割

○福島 紀子<sup>4</sup>, 秋本 義雄<sup>1</sup>, 鈴木 政雄<sup>2</sup>, 鈴木 順子<sup>3</sup>, 宮本 法子<sup>5</sup>(<sup>1</sup>東邦大薬, <sup>2</sup>東京理大薬, <sup>3</sup>北里大薬, <sup>4</sup>共立薬大, <sup>5</sup>東京薬大薬)

【目的】外来で受ける処方せんは長期投与のものが増加し、その中には多剤投薬も見られる。医薬品の長期服用については、副作用防止の観点から経過観察が重要である。判例に見られる多剤の長期投薬に関連する事例を基に、今後の薬局・薬剤師の経過観察義務について考察する。【参考判例】本件は、患者Aが風邪で約4週間、多種類の風邪薬を投与された結果、副作用で顆粒球減少症にかかって死亡した例である。1審、2審では患者側が敗訴し、上告審で差戻し判決が下された事案である。1審では「顆粒球減少症の原因は確定できず、顆粒球減少症の予見も困難であった」旨を判示し、因果関係も過失も否定した。2審では、発疹の出る直前に投与された薬を発症原因と特定し、経過観察不足を認めたが、死亡との因果関係は否定された。上告審では発疹の発生以前の多剤投薬の事実を重視し、因果関係を認め裁判のやり直しを命じた。【結果】本判決では、開業医が本症の副作用を有する多種の薬剤を長期間継続的に投与された患者について薬疹の可能性のある発疹を認めた場合においては、自院又は他の診療機関において患者が必要な検査、治療を速やかに受けることができるように相応の配慮をすべき義務があるとして医師の過失を認め、また、Aの発疹が薬疹によるものである可能性は否定できないとしている。【考察】薬疹を伴った顆粒球減少症の防止義務は1審・2審・最高裁と順次厳しくなり、特に多剤投薬の事実を重視した判決となっている。薬剤師も多種類の薬剤を長期に服用している患者について、予見できる副作用については、患者に分かる初期症状を伝えることも大切であるが、医師に対しても検査についての問い合わせも必要である。また、患者と連絡の取れる関係を作り、経過観察ができる環境作りもこれからの薬局・薬剤師に求められていると考える。